

## 府中市の後援等について

### 1 後援等の対象となる団体

後援等を申請する団体は、次の各号のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- (2) 公益法人、新聞社等報道機関及びこれに準ずる公共性の高い団体
- (3) その他次の要件のいずれも満たす団体

ア 市内に事務所（局）をおき、活動が概ね市内全域規模である団体、または市外に事務所（局）をおき、全国大会・県大会その他の広域的な事業かつ公益性の高い事業を行う団体。

イ 規約、会則等の定めがあり、組織、運営、役員及び責任の所在が明確である団体

ウ 特定の宗教団体、政党等に直接関係がない団体

### 2 後援等の対象となる行事等

後援等の対象となる行事等は、次の（1）～（9）のいずれにも該当すると認められる必要があります。

- (1) 市の推進する事務、事業又は政策に沿った内容であること。
- (2) 特定の宗教、政党又は企業を支持し、又は支持しないことを目的としないこと。
- (3) 公序良俗に反しない又はそのおそれがないこと。
- (4) 全市的規模であり、市民が自由に参加できること。
- (5) 府中市内で開催されること。ただし、府中市外で開催される事業であっても多数の府中市民の参加が見込まれる等と市長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 衛生、災害、事故防止等について、十分な措置が講じられている。
- (7) 営利を目的としていないこと。
- (8) 参加者から入場料、出品料、参加料等を徴収する場合には、運営に要する経費に充てるための必要最小限の額とし、その収益の中から運営経費を差し引いた残金について、次年度繰越、公益的団体への寄附等の正当な理由をもとに取り扱うこと。
- (9) 団体の宣伝、勧誘及び普及を目的としない又はそのおそれがないこと。

なお、上記を満たしている場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、後援等を承認することができません。

- (1) 共催者、後援者、協賛者等に宗教団体又は政治団体が参加しているとき。
- (2) 私的な教室、発表会、リサイタル等公共性が認められないとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある団体が参加しているとき。
- (4) 事業の名称の全部又は一部に個人の姓名、雅号等が使用されているとき。
- (5) 前回承認時に諸届、報告及び必要書類の提出を怠っているとき。